

## ～相談事例～

こんな時、どうするの？ 1 特別管理産業廃棄物管理責任者の選任？



今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。

(照会 1)

P C B 廃棄物を取り扱う予定なのですが、許可（収集運搬）を取得するには、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を取得すれば許可が取得できますか。

(回答 1)

特別管理産業廃棄物管理責任者は、P C B 廃棄物などの特別管理産業廃棄物を排出する事業者が選任するものです。廃棄物処理法に基づく収集運搬の許可を取得するには、まず、施設があるか、申請者の能力があるか、欠格要件に該当していないかを確認し、条件が満たされれば許可を取得できます。従って、施設（収集運搬する車等）を有していること、欠格要件に該当していないことが求められ、あとは業を営む知識・技能を有しているかの判断になります。各都道府県等が申請者の技能・能力を何で判断するのかと言いますと、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（J Wセンター）が開催する許可講習会を受講し、習熟度テストに合格した者を、的確に業務を実施できる者と認めております。従いまして、P C B 廃棄物の収集運搬の許可、特別管理産業廃棄物収集運搬の許可を取得するのであれば、J Wセンターが実施する特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程（新規講習会）を受講することが必要です。

このほかにも、的確にかつ継続して行うに足る経理的基礎を、会社の貸借対照表、損益計算書、納税証明書などで審査されますので、御留意ください。許可を取得するには上記の手続きや審査が必要になり、冒頭に記載しましたが特別管理産業廃棄物管理責任者まで選任する必要はありません。

### 廃棄物処理アドバイザー事業者を募集中！

当協会では、ダイコー事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認等に際し、支援、助言等を行う事業を実施しております。（7月1日現在、11件契約）  
詳細につきましては、協会へお問い合わせください。TEL028-612-8016

(主な事業)

- 排出事業者と委託業者の契約書確認（契約内容に漏れがないか等）。
- マニフェスト等の確認（適正に運用されているか、年次報告が提出されているか等）。
- 処分状況の確認（処分業者の事業場へ出向き、契約書、マニフェスト、処理状況を確認）。
- 処理施設の増設、更新等手続きの指導、助言等。

(その他)

- 契約期間は1年間。
- 料金は1事業所、※年間10万円。（当協会の正会員及び賛助会員は5万円）  
※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。

### －組織強化の推進について－

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等の事業を通じて生活環境の保全公衆衛生の向上及び資源の効率的活用を図ることにより、県民の福祉の向上に寄与することを目的とした公益法人の団体です。協会会員の増強につきましては、協会事務局等において日頃、入会を勧めているところではありますが、7月1日現在、正会員194社・賛助会員23社であり各都道府県協会と比較しますと会員数が少ない状況です。会員の拡充は、組織の社会的発言力を強化し業界発展の基礎となります。会員の皆様におかれましても、未加入の処理業者の方へは正会員として、また取引先の排出事業者の方には賛助会員として、御入会頂きますよう勧誘をお願いいたします。

お問い合わせは、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016